

化学物質リスクコミュニケーション等の取組状況について

平成20年1月21日
福島県大気環境グループ

1 調査の目的

平成14年4月から本格施行された「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(平成11年法律第86号。以下「P R T R法」という。)第4条では、「事業者は、指定化学物質等の管理の状況に関する国民の理解を深めるよう努めなければならない。」ことが規定されている。この規定の趣旨は、事業者が自ら化学物質に関する情報を地域住民等へ提供し、情報を共有しつつ意見交換を行い、相互理解を図ろうとするものであり、事業者の自発的な取組が求められている。

県では、平成16年度から事業者によるこれらの取り組みを支援することとし、各種事業を進めている。

このため、排出量の多い各事業所における化学物質の管理等に関する取り組み状況を把握し、本県が進める化学物質リスクコミュニケーション(以下「リスクコミュニケーション」という。)関係事業の基礎資料とするものである。

2 調査対象

平成18年度にP R T R法の届出をした事業所で排出量の多い上位200事業所を調査対象とした。

3 調査期間

平成19年4月4日(水)から6月11日(月)まで

4 アンケートの回収方法、回答数等

郵送、F A X又は電子メールにより回収した。

163事業所から回答があり、回収率は81.5%であった。

5 調査結果

(1) P R T R法の届出対象の状況(Q3)

回答のあった事業所のうち、156事業所(約96%)がP R T R法届け出対象であった。しかし、何らかの理由によりP R T R法の届出が不要になった事業所もあった。

項 目	回答数	割合(%)
平成19年度は届出は不要となり、届出はしていない	3	1.8
届出が必要な事業所であり、既に届出を済ませている	34	20.9
届出が必要な事業所であり、これから届け出る	123	75.5
未回答	3	1.8

(2) 環境報告書の作成状況(Q4)

環境報告書は、企業等の事業者が、環境保全に関する方針・目標・行動計画、環境マネジメントに関する状況(環境会計、法規制遵守、環境適合設計その他)及び環境負荷の低減に向けた取組等について取りまとめ、一般に公表するものである。

自事業所又は本社等で作成している、又は作成を予定しているのは76事業所(約47%)で、回答のあった事業所の約半数が環境報告書を作成または作成予定であった。

内 容	回答数	割合(%)
作成していない	85	52.1
事業所で作成している	16	9.8
事業所では作成していないが、本社等で作成している	40	24.5
現在、作成していないが、今後、事業所で作成予定	6	3.7
現在、作成していないが、今後、本社等で作成予定	14	8.6
未回答	2	1.2

(3) 地域住民等と交流の実施状況 (Q5)

地域住民等との交流をしている事業所の割合は、107事業所(約66%)となっている。
交流の準備中の事業所も4事業所(約3%)あった。

内 容	回答数	割合(%)
交流している	107	65.6
交流していない	50	30.7
交流の準備中	4	2.5
未回答	2	1.2

(4) 地域住民等との交流内容(Q6 複数回答)

ア 平成18年度の実績

地域住民等との交流を行っている事業所が実施している交流内容は、「清掃活動・防災訓練等」が最も多く58事業所(約49%)、次いで「夏祭り、子供祭り等の祭事」34事業所(約29%)となっている。

「その他」は、スポーツフェスティバル開催、地区芋煮会参加、神社例祭に参加、クリスマスケーキ無償支給、中学生職場体験受け入れなどであった。

県では、このような機会に、環境に関する情報の開示や意見交換の場を追加することにより、地域住民との信頼関係を構築していったと欲しいと考えている。

内 容	回答数	割合(%)
夏祭り、子供祭り等の祭事	34	28.8
工場見学会の開催	40	33.9
清掃活動、防災訓練等	58	49.2
地域説明会の開催	12	10.2
その他	25	21.2

「割合(%)」は、地域住民等との交流を行っている118事業所に対する割合である。

イ 平成19年度の予定

平成19年度に予定している交流内容は、平成18年度の実施内容とほぼ同様であった。

内 容	回答数	割合(%)
夏祭り、子供祭り等の祭事	33	28.2
工場見学会の開催	36	30.8
清掃活動、防災訓練等	56	47.9
地域説明会の開催	8	6.8
その他	23	19.7

「割合(%)」は、地域住民等との交流を行っている117事業所に対する割合である。

(5) 近くの事業所と勉強会、研修会等の開催状況(Q 7)

近くの事業所により構成される組織により、勉強会、研修会を実施している事業所もあるが、多くの事業所では実施していない。

また、今後、勉強会、研修会を行っていきたいと考え、県職員などの派遣を希望する事業所もあった。

内 容	回答数	割合(%)
勉強会、研修会を実施している	24	14.7
勉強会、研修会を実施していないが、組織には属している	35	21.5
今後、勉強会、研修会を行っていきたいと考えているので、県職員などの派遣を希望する。	15	9.2
未回答	89	54.6

(6) リスクコミュニケーションの実施に対する意見(Q 8)

リスクコミュニケーションの実施については、「必ず実施していかなければならない」及び「今後、実施していかなければならない」の2つで110事業所(約67%)となり、多くの企業が実施に前向きな考えを示している。「その他」として記載のあったの主なものは、次のとおりである。

- ・ 本社統括部門との連携により実施。グループ全体として、考えていかなければならない。
- ・ 地域住民でもある工場の従業員を通じ、情報提供している。今後、環境報告書等を作成し、説明会を開催したい。
- ・ 未だ理解不足である。勉強しながらすすめたい。
- ・ 工業団地内のため、まわりに住宅はないので不要と考えている。
- ・ 花いっぱい運動を展開中。周辺住民との融和が大切である。
- ・ 実施して行くべきだとは思っている。必要性はあるが検討中。現状は諸事情で実施できない。
- ・ P R T R法に触れる化学物質は使用していないが、地域住民との交流は大切にしていかなければならない。
- ・ 今後、化学物質の使用を廃止して行きたい。
- ・ 実施するマンパワー、技術がない。住民に不安があるとは思っていない。
- ・ 使用物質、量からみて、環境負荷が極めて小さくあまり意味がない。
- ・ 当工場の規模で、実施する必要があるのかどうか分からない。

内 容	回答数	割合(%)
必ず実施していかなければならない	37	22.7
現在は、準備段階だが、今後、実施していかなければならない	73	44.8
効果が期待できないので、実施する意義はない	10	6.1
できることなら実施したくない	4	2.5
その他	35	21.5
未回答	4	2.5

(7) 県のホームページ及び化学物質対策に関する意見等(Q 10、Q 11)

別紙のとおり意見等がありましたので、大気環境グループのコメントとともに示しました。

アンケートの回答の際に寄せられた意見等	福島県大気環境グループのコメント
<p>1 本件に関する社内の意見として、地域住民といっても色々な人がいるので多少抵抗はあります。最初は従業員の家族を対象に行って、少しずつ拡大してはどうか。等あります。</p>	<p>1 説明会等を2日に分けて開催し、初日は従業員の家族を対象とし、2日目は一般の方を対象として行っている事例もありますので、ご検討願います。</p>
<p>2 化学物質を想像すると危険・難しいとのイメージがあるが、もう少し安全性および利便性のアピールをすべきかと考えます。</p>	<p>2 化学物質についての利便性については、否定するものではありません。 安全性につきましては、P R T R法の届出対象物質を中心にリスク評価された物質もあり、詳細リスク評価書がとりまとめられたりしております。 このような情報は、例えば独立行政法人製品評価技術基盤機構(N I T E)の次のホームページで公表されておりますので、ご覧下さい。 N I T Eへは、本県のホームページからもリンクされております。</p> <p>化学物質の利便性等について http://www.safe.nite.go.jp/management/index.html</p> <p>化学物質のリスク評価について http://www.safe.nite.go.jp/risk/risk_index.html</p>
<p>3 ISO14001等の取得のために取り組んでいる企業と、ISO14001未取得企業の差が大きい。14001取得のための補助を充実して頂きたい。</p>	<p>3 県ではISO14001の取得に関する補助はありません。 ISO14001よりも安価で短期間に取得できるエコアクション21という認証・登録制度もあり、県環境センターではセミナーも開催しておりますので、参考にしてください。</p> <p>県環境センターのホームページ http://www.pref.fukushima.jp/kance/</p> <p>エコアクション21についての詳細は次のホームページをご覧ください。 エコアクション21のページ(財団法人地球環境戦略機構) http://www.ea21.jp/</p>

アンケートの回答の際に寄せられた意見等	福島県大気環境グループのコメント
4 リスクコミュニケーションについて更に理解を深めていきたいと思ます。	4 今後とも化学物質の適正な管理をよろしくお願ひします。
5 2007年2月に実施した交流会では、県の担当者の方も参加されていたが、次回開催の際は、県の担当者だけでなく、各市町村の担当者もご参加頂いた形で実施して頂けると幸いである。	5 市町村の役割も重要であることから、県主催の事例発表・交流会等につきましては、市町村の担当者にも出席していただきたいと考えており、案内しております。
6 今以上の対策が必要な場合で、会社側に対応するだけの体力がない時、行政側の対応としてはどのようにされるのか。	6 P R T R法による化学物質対策は規制ではありませんので、できることから取り組んで欲しいと考えております。 リスクコミュニケーションについては、近くの事業所やグループ会社で共同開催している事例もありますので、ご検討願ひします。
7 当社は2002年度より環境に関するシステムを構築し、環境方針を定め目的・目標・手段を講じ環境リスクの低減に取り組んでおります。環境システムの中には外部コミュニケーションのための検討記録があり著しい環境側面の情報をどこまで公開するかも取り決めている。目的・目標にはトリクロロエチレン削減計画、地球温暖化CO2の削減等も含まれており、化学物質対策はもとより、コンプライアンス及び環境活動を実践中です。	7 今後とも化学物質の適正な管理、環境保全活動をよろしくお願ひします。
8 地域住民との交流として、弊社の環境の取り組みを毎年実施しているが、平成18年度は地域住民、弊社の都合が合わず未実施となった。環境の取り組み：省エネ、廃棄物削減、水質調査結果などを説明（パワーポイント使用）	8 今後とも化学物質の適正な管理、環境保全活動をよろしくお願ひします。
9 工場単体ではありませんが、グループ全体の環境への取組を当社HPに掲載しております。参考にして頂ければと思ます。	9 今後とも大気環境グループへの情報提供をよろしくお願ひします。
10 セミナー等、各地にて開催していただけると助かります。会場への移動を考えると不参加になってしまうこともあるので、出来れば中通り地方のみではなく、相双地区、若しくはいわき地区にての開催を望みます。	10 今後の事例・発表交流会等につきましては、県内数力所で開催することとしておりますので、ぜひ、ご参加ください。

アンケートの回答の際に寄せられた意見等	福島県大気環境グループのコメント
<p>11 福島県化学物質適正管理指針、化学物質使用量等総括表の取りまとめがなぜ10～11月なのか？P R T R法の取りまとめ同様4～6月末ではないのか。総括して開示されても情報が遅すぎる！</p>	<p>11 福島県化学物質適正管理指針の報告については、P R T R法の届出時時期と合わせると混乱するおそれがあることから、あえて報告の時期をずらしております。 また、報告されたデータの入力等に時間がかかっていることから公表まで時間がかかっておりますが、できるだけ速やかに公表できるようにしたいと考えております。</p>
<p>12 福島県化学物質適正管理指針とP R T R法の統一化（アセトン、メタノール等の物質は外して欲しい）作業量が増加する。</p>	<p>12 福島県化学物質適正管理指針は、P R T R法に先立ち、福島県生活環境の保全等に関する条例に基づき制定されたものです。P R T R法を補完していることもあり、今後も継続していく考えです。 負担軽減のため届出様式をホームページに掲載したりしておりますので、ご理解願います。</p>
<p>13 P R T R法（354物質）に基づく届出と福島県化学物質適正管理指針（454物質）に関する報告は国（省）と県で一元化し、かつV O Cの排出量の集計なども併せて業務の効率化を検討頂きたい。なお、P R T R法の届出期日（6 / 30）をご検討願いたい。同期限には、廃棄物処理法に基づく届出（一部、報告事項追加）のほか、容器包装の使用量及び容器包装使用の合理化による容器包装廃棄物の排出の抑制の促進の状況に関する取組の実施状況報告、さらに、温室効果ガス算定排出量の報告等が新たに加わりました。</p>	<p>13 No.11、No.12を参照願います。 届出期日につきましては、法令で定められたものですので、ご理解願います。</p>
<p>14 環境報告及びリスクコミュニケーションでの化学物質対策の良い改善事例を参考にするためにHPにて掲載して頂ければと思います。</p>	<p>14 環境省では、P R T R対象化学物質の排出削減に向けた取組事例集を作成しておりますので、参考にしてください。 http://www.env.go.jp/chemi/prtr/archive/jireisyu/jireisyu.html</p>
<p>15 特定化学物質を使わない様にしていきたいので、その為の指導をお願いしたい。</p>	<p>15 具体的にお教え願えれば、できる限り調べて回答したいと考えます。 また、No.14の削減事例集も参考にしてください。</p>

アンケートの回答の際に寄せられた意見等	福島県大気環境グループのコメント
<p>16 大気汚染防止法（改）が施行され1年ほど経ちますが、電子業界団体では自主削減行動計画を立案し、その計画に基づいた活動を行っておりますが、各業界団体に対する行政の関与及び支援策は何か考えておられるのでしょうか。</p>	<p>16 VOC規制のことと思われませんが、次のホームページで、情報提供しておりますので、ぜひ、ご覧ください。</p> <p>http://www.pref.fukushima.jp/kankyou/taiki/voc/voc.html</p>
<p>17 VOCの削減の対応で排気VOC測定法等の講習会を実施する予定（その他VOC削減のNowHow）はありませんか。</p>	<p>17 測定法等に関する講習会を実施する予定はありませんが、県でもNo.16のホームページで関係する資料を掲載しておりますので、参考にしてください。</p> <p>測定法につきましては、次のホームページをご覧ください。 VOC排出抑制の手引き(経済産業省)</p> <p>http://www.jemai.or.jp/japanese/tech/voc/pdf/tebiki_all.pdf</p>
<p>18 化学物質の使用量の削減を検討中</p>	<p>18 今後とも化学物質の適正な管理をよろしく申し上げます。</p>

以下、ホームページに関する意見等について

アンケートの回答の際に寄せられた意見等	福島県大気環境グループのコメント
<p>19 更新のスピードを速めて頂ければと思います。地域住民のために、地域住民が知りたい、地域での環境問題（化学物質）の特集編等の掲載をしてはどうかと思います。</p>	<p>19 市民向けのホームページは、今後の課題と考えております。現時点では、市民向けのページにつきましては、リンク先の環境省などの市民向けのページをご覧いただきたいと考えております。更新につきましては、新たな情報を入手次第掲載しておりますので、大気環境グループへの情報提供をよろしく申し上げます。</p>
<p>20 一般市民がHPをご覧になった場合にもう少しやさしく化学物質について理解ができる様なものがあるとよいと思います。</p>	<p>20 No.19を参照願います。</p>
<p>21 近年、貴機関も含めて化学物質に関するホームページ（情報）が充実してきました。つきましては、一般市民の理解度向上のために、さらなる広報（宣伝）活動に努めて頂きたい。</p>	<p>21 No.19を参照願います。</p>
<p>22 他県の活動状況（県内は何度か意見交換を実施しており分かってきた）</p>	<p>22 全国のリスクコミュニケーションの事例については、独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）で、公表しておりますので、参考にさせていただければと思います。 大気環境グループのリスクコミュニケーションのページからもリンクしております。</p> <p style="text-align: center;">http://www.safe.nite.go.jp/management/risk/kokunaijirei.html</p>
<p>23 化学等について出張教育を要望している学校等があれば募集していただきたいとHPに掲載し、仲介していただきたい。</p>	<p>23 貴社におかれまして、具体的にどのような出張教育が可能かお教えくだされば、地域等を考慮した上で、個別に市町村に当たりたいと考えます。</p>
<p>24 県側主導で積極的にリスクコミュニケーション情報を掲載して頂いていることを感謝致します。当社では今すぐにリスクコミュニケーションを必要としておりませんが、将来のためにいろいろな情報を標記HPで把握できます。</p>	<p>24 今後とも適正な化学物質管理をよろしく申し上げます。</p>

アンケートの回答の際に寄せられた意見等	福島県大気環境グループのコメント
<p>25 第2ステップへ移行したいと考えています。あらゆる情報をキャッチして他社の事例を基に、レベルアップしたいと思います。そのアドバイスをお願い致します。</p>	<p>25 化学物質に関する情報として、ケミマガというメールマガジンもありますので、参考にしてください。</p> <p>「ケミマガ」については次をご覧ください。 http://www.mizuho-ir.co.jp/kankyo/chemmag/index.html</p>
<p>26 環境報告書の事例及び事例発表が多数掲載されていますので、ぜひ参考にしたいと思います。</p>	<p>26 今後とも適正な化学物質管理をよろしくお願いします。</p>
<p>27 用語説明のページを設けてはいかがでしょうか。専門に従事されている方はピンと来るかも知れませんが、何も知識がない層の方が閲覧したときに、まず専門的な用語でつまづくかとおもいます。又、子ども向けのようなページもあれば尚良いのではないのでしょうか。</p>	<p>27 用語解説及び子ども向けのページにつきましては、リンク先の環境省などのページをご活用願います。</p>

整理番号

化学物質リスクコミュニケーションの実施状況に
関するアンケート調査(平成19年4月)

平成 年 月 日作成

事業所名称

〒 -

事業所所在地

電話番号

()

内線

ファックス番号

記入担当者氏名

電子メールアドレス

記入上の注意：次の各設問について、該当する番号に 印を付けてください。「その他」を選択した場合は、()内に具体的な内容を簡潔に記入してください。

Q1 貴事業者の資本金をお教えてください。

万円

Q2 貴事業者、貴事業所の従業員数についてお教えてください。

事業者における従業員数は、本社及び全国の支社・出張所等を含めたすべての事業所の従業員の数を合算してください(事業者は会社全体の従業員数です)。

事業者

人

事業所

人

Q3 貴事業所は、平成18年度(平成18年4月～平成19年3月)の排出量等について、P R T R法の届出を行いましたか(届出期間 平成19年4月～平成19年6月)。

- 1 平成18年度の排出量等については、届出が不要になったため、届出はしていない。
- 2 届出が必要な事業所であり、既に届出を済ませている。
- 3 届出が必要な事業所であるが、これから届出る。

Q4 貴事業所は、環境報告書を作成していますか。作成している場合はその時期について、作成の予定がある場合はその予定についてお教えてください。

環境報告書：その名称、公表媒体に関わらず、事業者が環境コミュニケーションを促進し、事業活動における環境配慮の取組状況に関する説明責任を果たすとともに、利害関係者の意志決定に有用な情報を提供するためのもの。

環境報告書は、事業活動における環境配慮の方針、目標、取組内容・実績及びそのための組織体制・システム等、自らの事業活動に伴う環境負荷の状況及び事業活動における環境配慮の取組状況を、環境報告書の一般的報告原則に則り総合的・体系的に取りまとめ、これを広く社会に対して定期的に公表・報告するものをいいます。

- 1 作成していない。
- 2 事業所で作成している。(最新版 平成 年 月作成)
- 3 事業所では作成していないが、会社全体としては、本社等で作成している。
(最新版 平成 年 月作成)
- 4 現在、作成していないが、今後、事業所で作成を予定している。
(平成 年 月作成予定)
- 5 現在、事業所では作成していないが、会社全体としては、本社等で作成を予定している。
(平成 年 月頃作成予定)

環境報告書を作成している場合には、「化学物質リスクコミュニケーションに関するホームページ掲載要領」に基づき、大気環境グループへ情報の提供をお願いします。

ホームページアドレス

http://www.pref.fukushima.jp/kankyoutaiki/risucomi_top.html

なお、当該ホームページの目的は次のとおりです。

事業所が作成した環境報告書や化学物質リスクコミュニケーション(以下「リスクコミュニケーション」という。)の実施内容等を県のホームページ(福島県大気環境グループの化学物質リスクコミュニケーションに関するサイト)上で公開することにより、相互に情報交換することで、リスクコミュニケーションの促進を図る。

Q5 貴事業所は、地域の住民等と交流(具体例は、Q6に示す。)していますか。

- 1 交流している
- 2 交流していない
- 3 交流しようとはしているが、準備中
(どのような準備ですか)

Q6 地域の住民等と交流している場合、どのようなことを行っていますか。(複数回答可)
また、平成18年度はどのようなことを行い、平成19年度は、どのようなことを予定していますか。

(1) 平成18年度の実績

- 1 夏祭り、子供祭り等の祭事(平成18年度は平成 年 月実施)
- 2 工場見学会の開催 (平成18年度は平成 年 月実施)
- 3 清掃活動、防災訓練等 (平成18年度は平成 年 月実施)
- 4 地域説明会の開催 (平成18年度は平成 年 月実施)
- 5 その他()

(2) 平成19年度の実施予定

- 1 夏祭り、子供祭り等の祭事(平成19年度は平成 年 月頃実施予定)
- 2 工場見学会の開催 (平成19年度は平成 年 月頃実施予定)
- 3 清掃活動、防災訓練等 (平成19年度は平成 年 月頃実施予定)
- 4 地域説明会の開催 (平成19年度は平成 年 月頃実施予定)
- 5 その他()

Q7 地域の住民等と交流にあたり、近くの事業所との勉強会や研修会などは行っていますか。
行っているとすれば、それはどのような組織、会ですか。名称をお教えてください。

- 1 勉強会、研修会を行っている(この組織、会の名称)
- 2 勉強会、研修会は行っていないが組織、会には属している
(この組織、会の名称)
- 3 今後、勉強会、研修会を行っていきたいと考えているので、県の職員などの派遣を希望する

地域の住民等と交流している場合、また、交流の予定がある場合には、「化学物質リスクコミュニケーションに関するホームページ掲載要領」に基づき、大気環境グループへ情報の提供をお願いします。

以下の設問には、次の「化学物質のリスクコミュニケーション」の定義をお読みになって、回答してください。

* 「化学物質のリスクコミュニケーション」の定義
化学物質に関する情報を積極的に公表することにより、地域住民(市民団体)・事業者・行政が化学物質に関する情報を共有しつつ、それぞれの立場の違いを十分認識しながら率直に意見交換を行い、理解と信頼のもとに、効果的に化学物質の環境リスクの低減を図るとともに、住民の不安を解消していく手法のことです。

Q8 リスクコミュニケーションの実施について、どう思われますか。

- 1 必ず実施していかなければならない。
- 2 現在は、準備段階だが、今後、実施していかなければならない。
- 3 効果が期待できないので、実施する意義はない。
- 4 できることなら実施したくない。
- 5 その他()

Q9 県では、平成19年度のリスクコミュニケーションに関する事業として、化学物質リスクコミュニケーションに関する事例発表・交流会(平成18年度の実施状況はホームページをご覧ください。)を予定しております。現時点での貴事業所の出席の希望の有無を記載願います。

- 1 ぜひ、出席したい。
- 2 日程、内容等の詳細が明らかになった段階で決めたい。
- 3 出席しない。
- 4 その他()

Q10 県では、ホームページを活用して、各種情報提供などにより、リスクコミュニケーションを推進していきたいと考えております。今後、このホームページをよりよいものとするための要望・意見等があれば、お書きください。(この意見等についてのコメントは、後日、大気環境グループのホームページに掲載する予定です。これまでのコメントについても掲載しておりますので、ご覧ください。)

ホームページアドレス：http://www.pref.fukushima.jp/kankyoutaiki/risucomi_top.html

Q11 化学物質対策に関する意見等、何でもお書きください。(この意見等についてのコメントは、後日、大気環境グループのホームページに掲載する予定です。これまでのコメントについても掲載しておりますので、ご覧ください。)

【ご協力ありがとうございました。】